

地域の会第142回定例会 資料

平成27年4月8日
原子力規制委員会
原子力規制庁

資料1：前回定例会（3月4日）以降の原子力規制庁の動き

資料2：放射線モニタリング情報

資料3：委員ご質問への回答



前回定例会(3月4日)以降の原子力規制庁の動き

平成27年4月8日

柏崎刈羽原子力規制事務所

【原子力規制委員会】

(3月11日 定例会)

○実用発電用原子炉施設に係る工事計画認可後の使用前検査の進め方について

今後認可等される実用発電用原子炉施設に係る使用前検査については、新規制基準施行前に工事が完了した設備及び新規制基準施行後も認可等の手続を経ずに継続可能とした工事を含め、次のとおり進めることが了承されました。(別添1)

・品質管理の方法等に関する使用前検査

対象設備について、事業者の品質管理のもとで工事・検査に係る保安活動が適切に実施されているか、共通事項を確認する。

・安全機能を有する主要な設備の使用前検査

安全機能を有する主要な設備については、設備の構造、機能、性能等に係る検査を実施する。

・安全機能を有する主要な設備以外の設備の使用前検査

安全機能を有する主要な設備以外の設備については、工事計画の基本設計方針に記載された事項について、事業者が行った適合性確認の適切性について、設備ごとに事業者の記録等により確認するとともに、事業者の記録と現物の状態の整合性を抜取りにより確認する。

(3月18日 定例会)

○九州電力株式会社川内原子力発電所第1号機の工事の計画の認可について

原子力規制委員会は、原子力規制庁の審査結果を受け、本申請が核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に適合していると認められることから、川内原子力発電所第1号機の工事の計画の認可を行うことを決定いたしました。

○原子力施設等の事故・故障に係る国際原子力・放射線事象評価尺度の運用について

INES(国際原子力・放射線事象評価尺度)の適用方針については、福島第一原子力発電所に限らず全ての原子力事業所、放射性同位元素等取扱事業所又は放射性物質の事業所外運搬で発生した事故・故障等に対するINESの運用を検討するよう、事務局に対し原子力規制委員会より指示がなされておりましたが、この度、事務局より同運用(案)が示され、事務局案のとおり決定されました。(別添2)

(3月18日 臨時会)

○安全文化醸成を始めとした安全性向上に関する取組について

安全文化醸成を始めとした安全性向上に関する取組について、中部電力株式会社と意見交換が行われました。

(3月25日 定例会)

○原子力規制委員会平成27年度重点計画

本年2月に策定した第1期中期目標を踏まえ、本年度に重点的に取り組むべき事項として、平成27年度重点計画を定めました。(別添3)

○平成27年度における保安規定の遵守状況等に関する検査の重点方針について

平成27年度における保安規定の遵守状況等に関する検査の重点方針を、新規制基準の審査の進捗や平成26年度の保安検査結果等を踏まえ決定しました。

(発電用原子炉施設)

- ①新規制基準を踏まえた検査(新規制基準への適合性に係る保安規定の変更が認可された施設)
- ②マネジメントレビューに係る検査
- ③内部監査に係る検査
- ④組織の力量管理に係る検査

(4月1日 定例会)

○「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律に基づく特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針」に対する原子力規制委員会の意見について

特定放射性廃棄物の最終処分のために必要な措置等については、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律(平成12年法律第117号。以下「特廃法」という。)に基づき実施することとされている。

特廃法においては、特定放射性廃棄物の最終処分を計画的かつ確実に実施させるために、経済産業大臣は、基本方針を定め、公表するとされている(特廃法第3条第1項)。その際、経済産業大臣は、あらかじめ、「特定放射性廃棄物の最終処分の実施に関する事項」及び「特定放射性廃棄物の最終処分に係る技術の開発に関する事項」で安全の確保のための規制に関するものについては、原子力規制委員会の意見を聴かなければならない(特廃法第3条第3項)とされており、基本方針を改定する場合においても同様である(特廃法第3条第6項)。

経済産業省は、「エネルギー基本計画(平成26年4月、閣議決定)」等を踏まえ、政府方針の明確化の観点から、基本方針の改定を検討しており、特廃法に基づき、経済産業大臣から平成27年2月19日付けで、当該改定に関する意見照会があったことから、原子力規制委員会としての意見を提出することを決定しました。(別添4)

○福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画における排水路を流れる水の実
施計画上の整理について

福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画における排水路を流れる水の実
実施計画上の整理について、確認しました。(別添5)

【合同審査会（原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会）】

3月23日 第4回

【原子力規制委員会 検討チーム等】

○廃炉等に伴う放射性廃棄物の規制に関する検討チーム

3月18日 第3回

○原子炉構造材の監視試験方法の技術評価に関する検討チーム

3月16日 第3回

○原子力施設における火山活動のモニタリングに関する検討チーム

3月23日 第5回

○特定原子力施設監視・評価検討会

3月25日 第33回

【柏崎刈羽原子力発電所 6・7号炉 審査状況】

3月 5日 ・第203回審査会合

3月 6日 ・新規制基準適合性審査に関する審査会合への対応について

・新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング

(柏崎刈羽6、7号機(101))

3月 9日 ・新規制基準適合性審査(特定重大事故等対処施設)に関する事業者ヒア
リング(柏崎刈羽1、6、7号機(8))

3月11日 ・新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング

(柏崎刈羽6、7号機(102))

・柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉に係る今後の審査の進め方につ
いて

3月12日 ・新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング

(柏崎刈羽6、7号機(103))

- 3月16日
 - ・新規制基準適合性審査（特定重大事故等対処施設）に係る対応について
 - ・新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング
（柏崎刈羽6，7号機（104））
 - ・新規制基準適合性審査（特定重大事故等対処施設）に関する事業者ヒアリング（柏崎刈羽6，7号機（9））
- 3月17日
 - ・第207回審査会合
- 3月18日
 - ・新規制基準適合性審査に関する審査会合への対応について
 - ・新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング
（柏崎刈羽6，7号機（105））
- 3月19日
 - ・第208回審査会合 ※非公開
 - ・第209回審査会合
 - ・新規制基準適合性審査（特定重大事故等対処施設）に関する審査会合への対応について
- 3月20日
 - ・新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング
（柏崎刈羽6，7号（106））
 - ・新規制基準適合性審査に関する審査会合への対応について
- 3月23日
 - ・新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング
（柏崎刈羽6，7号（107））
- 3月24日
 - ・第211回審査会合
- 3月25日
 - ・新規制基準適合性審査に関する審査会合への対応について
 - ・新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング
（柏崎刈羽6，7号機（108））
- 3月26日
 - ・新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング
（柏崎刈羽6，7号機（109））
- 3月30日
 - ・新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング
（柏崎刈羽6，7号機（110、111））
 - ・新規制基準適合性審査（特定重大事故等対処施設）に関する審査会合への対応について
- 3月31日
 - ・第213回審査会合
- 4月1日
 - ・新規制基準適合性審査に関する審査会合への対応について
 - ・新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング
（柏崎刈羽6，7号機（112））
- 4月2日
 - ・第214回審査会合
- 4月3日
 - ・第215回審査会合
- 4月7日
 - ・第216回審査会合

【原子力規制庁ホームページ】

(3月13日)

- 東京電力株式会社から柏崎刈羽原子力発電所の溶接安全管理審査申請変更届出書を受理しました

原子力規制委員会は、平成27年3月12日に東京電力株式会社から柏崎刈羽原子力発電所の溶接安全管理審査申請変更届出書を受理しました。

・変更理由は工程調整に伴う変更となります。なお、原子力規制委員会に提出された申請書及び申請変更届出書については、溶接安全管理審査後、その結果と併せてHPで公表する予定です。

(3月16日)

- 日本原燃株式会社（廃棄事業者）からの濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設の廃棄物埋設確認に係る確認期日の届出の受理について

原子力規制委員会は、平成27年3月16日に、日本原燃株式会社（廃棄事業者）から東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所において発生した廃棄体に対する濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設の廃棄物埋設確認（平成26年1月23日付申請）に係る確認期日の届出を受理しましたので公表します。

(4月6日)

- 東京電力株式会社から柏崎刈羽原子力発電所第1号機の使用前検査申請書に係る変更の内容を説明する書類を受理しました

原子力規制委員会は、平成27年4月6日に東京電力株式会社から柏崎刈羽原子力発電所第1号機の使用前検査申請書に係る変更の内容を説明する書類を受理しました。

・変更内容は、工事工程の変更に伴う検査期日の変更です。

【柏崎刈羽原子力規制事務所】

- 東京電力（株）柏崎刈羽原子力発電所の平成26年度第4回保安検査で実施した内容について（速報）

平成27年2月20日から平成27年3月6日までの間、東京電力（株）柏崎刈羽原子力発電所における保安規定の遵守状況を確認するため実施した保安検査の内容を公表しました。（別添6）

以上

放射線モニタリング情報

原子力規制委員会から発表された放射線モニタリング情報は、<http://radioactivity.nsr.go.jp/ja/>に掲載されています。大部となっておりますので、HPにてご確認いただければと存じます。なお、直近の主な情報について以下のとおりご紹介します。

- ① 東京電力（株）福島第一原子力発電所の 20Km 以遠のモニタリング結果
[平成 27 年 4 月 6 日（月曜日）版]
http://radioactivity.nsr.go.jp/en/contents/10000/9641/24/207_20150406.pdf
- ② 東京電力（株）福島第一原子力発電所の 20Km 以遠の積算線量の測定結果
[平成 27 年 4 月 6 日（月曜日）版]
http://radioactivity.nsr.go.jp/en/contents/10000/9637/24/216_20150406.pdf
- ③ 東京電力（株）福島第一原子力発電所の 20 km 圏内の空間線量率の測定結果
（平成 27 年 3 月 31 日～4 月 2 日測定）[平成 27 年 4 月 6 日（月曜日）版]
http://radioactivity.nsr.go.jp/en/contents/10000/9635/24/206_20150406.pdf
- ④ 東京電力株式会社福島第一原子力発電所近傍の海域モニタリング（海水）の結果について（試料採取日：平成 27 年 4 月 4 日、5 日）[平成 27 年 4 月 7 日（火曜日）版]
http://radioactivity.nsr.go.jp/en/contents/10000/9643/24/278_k_20150407.pdf
- ⑤ 各都道府県のモニタリングポスト近傍の地上 1m 高さの空間線量（平成 27 年 4 月 6 日測定分）[平成 27 年 4 月 7 日（火曜日）版]
http://radioactivity.nsr.go.jp/en/contents/10000/9642/24/192_20150406_20150407.pdf

※ モニタリング情報については、直近のHP掲載情報を記載

資料3

平成27年4月8日
柏崎刈羽原子力規制事務所

委員ご質問への回答

第141回定例会（3月4日）受付分

Q. 東京電力に評価が終了まで住民の質問に答えるなど指示したのか。

(回答)

そのような事実はありません。

Q. 不完全な調査結果に基づく現地調査でないのか。調査途中の成果はどこに反映されるのか。
東電説明や規制委との議論への疑問や質問窓口は何処か。

(回答)

調査途中のものについても今後の審査会合の中で取り扱います。また、審査の過程で必要があれば現地調査も行うこととなります。

審査に係る疑問、質問については、審査の途中段階で予断を持った判断等をおこなうことは困難ですが、これまで同様、本会の場で可能な範囲でお答えさせていただきます。

別添 1

実用発電用原子炉施設に係る工事計画認可後の使用前検査の進め方について

平成27年3月11日
原子力規制庁

1. 背景

工事計画が認可又は届出（以下「認可等」という。）されたプラントについては、事業者からの使用前検査申請に基づき使用前検査を実施することとなる。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）の改正に伴い、使用前検査において設計及び工事における品質管理の方法等に関する確認を行うことが追加され、これまでの設備に対する検査のみではなく、事業者の品質管理活動の適切性についても確認することとなった。

また、平成26年5月2日第6回原子力規制委員会において、以下の考え方が確認されている。

- 対象設備が工事計画に従っていること及び技術基準に適合していることを示すことは事業者の役割。使用前検査にあたっては、安全機能を有する主要な設備に対してより多くの規制資源を投入することが合理的。
- したがって、安全機能を有する主要な設備については、これまでの実績を踏まえた適切な手法で検査を実施する一方、それ以外の設備については、使用前検査において、事業者において認可された工事計画に従って工事が行われたことを記録により包括的に確認するとともに、抜き取りにより現物を確認する等の手法を用いる。

以上を踏まえ、今後認可等される実用発電用原子炉施設に係る使用前検査については、新規制基準施行前に工事が完了した設備及び新規制基準施行後も認可等の手続を経ずに継続可能とした工事を含め、次のとおり進めることとする。

2. 使用前検査の方法

(1) 品質管理の方法等に関する使用前検査

対象設備について、事業者の品質管理のもとで工事・検査に係る保安活動が適切に実施されているか、共通事項を確認する。

具体的には、工事計画に記載された品質管理の方法等のうち工事・検査に係る共通事項について、品質保証実施組織、保安活動の計画、実施、評価、改善の各項目に対して監査的な手法により、工事計画に従って行われていることを設備横断的に確認する。

なお、事業者の品質管理の実施状況については、保安検査、定期安全管理審査においても同様に確認していることから、重複を避け、使用前検査対象範囲の工事・検査に係る品質管理の状況に重点をおいて確認する。

また、同発電所で別号機の申請があった場合等においては、重複を避け、既に確認した号機の品質管理の方法等と異なる点に重点をおいて確認する。

(2) 安全機能を有する主要な設備の使用前検査

安全機能を有する主要な設備（工事計画の要目表^{※1}に記載された設備）については、設備の構造、機能、性能等に係る検査を実施する。

本検査については、立会と記録確認の程度を設備の重要度に応じて原子力規制庁が定める実用発電用原子炉施設に係る使用前検査に関する運用要領（以下「運用要領」という。）に従い立会又は記録確認により実施する。

立会の程度については、(1)の検査により、事業者が行った適合性確認の実施の適切性について横断的な確認も行うことを踏まえ、実効的な検査となるよう立会の程度を全体的に見直すとともに、記録確認の方法については、事業者が確認した結果を確認する^{※2}こととして、運用要領を改正する。

※1 工事計画において主要な設備の名称、種類、個数、材料、寸法、機能・性能の仕様等を一覧表として記載したもの。

※2 例えば、事業者の記録に含まれる材料証明書等の詳細な内容の確認は事業者が行い、原子力規制庁は事業者が確認した結果を確認する。

(3) 安全機能を有する主要な設備以外の設備^{※3}の使用前検査

安全機能を有する主要な設備以外の設備については、工事計画の基本設計方針^{※4}に記載された事項について、事業者が行った適合性確認の適切性について、設備ごとに事業者の記録等により確認するとともに、事業者の記録と現物の状態の整合性を抜取りにより確認する。

具体的な確認方法については、設備ごとに適宜類型化した単位で、使用前検査実施要領書を策定する。

※3 工事計画で要目表の記載が要求されない、基本設計方針のみが記載される設備をいう。

※4 設備に対して設計上求める機能を記載したもの。

3. 合否の判断

使用前検査において、工事計画に従って行われていないこと又は技術基準に適合していないことを確認した場合は、不合格とする等の対応を行う。

また、抜取り確認により技術基準への不適合が認められる場合には、同様の工事計画の下に工事が行われた箇所全体を不合格とする等の対応を行う。

なお、使用前検査合格後に、技術基準に違反することが判明した場合には、違反の内容及び程度、施設の状況等を踏まえつつ、法第43条の3の2第1項に基づき実用発電用原子炉施設の使用の停止等、保安のために必要な措置を命ずること等により対処する。

以上

別添2

原子力施設等の事故・故障等に係る 国際原子力・放射線事象評価尺度の運用について

平成27年3月18日
原子力規制庁

1. INES評価の運用

福島第一原子力発電所で発生した事故・故障等に対するINES(国際原子力・放射線事象評価尺度)の適用方針が平成26年12月10日の第45回原子力規制委員会において決定された。その際に、福島第一原子力発電所に限らず全ての原子力事業所、放射性同位元素等取扱事業所又は放射性物質の事業所外運搬で発生した事故・故障等に対するINESの運用を検討するよう原子力規制委員会より指示があった。

原子力施設等の事故・故障等に係る国際原子力・放射線事象評価尺度の運用について別添1の案のとおり制定することとしたい。

別添1の要点は次のとおり。

法令報告事象の種類	INESレベルの暫定格付け対象※	INESレベルの最終格付け対象	IAEA等への報告対象
福島第一原子力発電所において実施計画認可後に発生した事象	レベル6以上のもの	レベル6以上のもの	全ての法令報告事象
上記以外の事象	次のいずれかに該当するもの ・レベル2以上のもの ・国際的に関心が高いもの ・INESナショナルオフィサーが認めるもの	全ての法令報告事象	次のいずれかに該当するもの ・レベル2以上のもの ・国際的に関心が高いもの ・INESナショナルオフィサーが認めるもの

※事象の状況が安定し、かつ、INES評価に必要な情報が得られ次第、格付けを実施。

2. INES評価の確定

原子力規制庁は、別添2の放射性同位元素等取扱事業者における事故・故障等について、当該事業者から報告された原因及び対策について確認したところ、妥当なものであると評価したことから、別添1の案に従ってINES評価を行った結果、いずれの事象も最終格付けはレベル0とする。

(案)

制定 平成27年3月 日 第 号 原子力規制委員会決定

原子力施設等の事故・故障等に係る国際原子力・放射線事象評価尺度の運用について次のように定める。

平成27年3月 日

原子力規制委員会

原子力施設等の事故・故障等に係る国際原子力・放射線事象評価尺度の運用について

原子力規制委員会は、原子力施設等の事故・故障等に係る国際原子力・放射線事象評価尺度の運用について別添のとおり定める。

附則

この規程は、平成27年3月 日より施行する。

原子力施設等の事故・故障等に係る国際原子力・放射線事象評価尺度 の運用について

国際原子力・放射線事象評価尺度(The International Nuclear and Radiological Event Scale 以下「INES」という。)は、国際原子力機関(IAEA)及び経済協力開発機構原子力機関(OECD/NEA)において策定され、我が国でも1992年8月1日より運用を開始している。2008年に放射性物質の運搬及び放射線源に関しての評価を加えるなどの改訂を経て、IAEAが発行した「The International Nuclear and Radiological Event Scale (INES) User's Manual, 2008 Edition」を基に運用してきたところである。

これを踏まえ、原子力規制委員会が所管する法令により規制されている原子力施設等で発生した事故・故障等に対するINESを用いた評価(以下「INES評価」という。)及び当該評価に基づくINESレベルの格付けについて、INESナショナルオフィサーとして指定された者が行うに当たっての要領を下記のとおり定める。

記

1. 適用範囲

INES評価は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。)第62条の3の規定又は放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号)第33条第3項の規定若しくは放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則(昭和35年総理府令第56号)第39条第1項の規定に基づき、原子力規制委員会に報告又は届出された事故・故障等の事象(以下「法令報告事象」という。)に対して実施する。

2. 評価方法

INES評価は、IAEAが発行した「The International Nuclear and Radiological Event Scale(INES)User's Manual, 2008 Edition」を基本として、INESナショナルオフィサーが行う。

3. 運用方法

- (1) INESナショナルオフィサーは、原子力規制庁長官官房原子力災害対策・核物質防護課事故対処室(以下「事故対処室」という。)が原子力事業者等から法令報告事象の発生報告又は届出を受けたときは、当該事象の状況が安定し、かつ、当該事象のINES評価に必要な情報が得られ次第、INESレベルが2以上の

事象又は国際的に関心が高いと判断した事象その他 I N E S ナショナルオフィサーが認めるものについて暫定の I N E S 評価及び当該評価に基づく I N E S レベルの格付けを行う。

また、当該原子力事業者等から法令報告事象に係る原因及び対策に関する報告書等が原子力規制委員会に提出され、当該法令報告事象に係る原子力施設等の規制を担当する原子力規制庁原子力規制部安全規制管理官付若しくは東京電力福島第一原子力発電所事故対策室又は長官官房放射線対策・保障措置課放射線規制室（以下これらを総称して「規制担当課室」という。）により、当該事象に係る原因及び対策の内容が妥当であると評価されたとき、I N E S ナショナルオフィサーは当該報告書等を基に最終の I N E S 評価及び当該評価に基づく I N E S レベルの格付けを行う。

ただし、東京電力株式会社福島第一原子力発電所（以下「福島第一原子力発電所」という。）において原子炉等規制法第 6 4 条の 2 第 2 項の規定に基づく特定原子力施設に係る実施計画の認可日以後に発生した事象については、平成 2 6 年 1 2 月 1 0 日の平成 2 6 年度第 4 5 回原子力規制委員会において示された方針に従い、福島第一原子力発電所の状況を踏まえ、I N E S 評価尺度のうち深層防護及び施設における放射線バリアと管理の基準を適用することが適当でないことから、I N E S レベルが 6 以上に相当するものでない場合には、I N E S レベルの格付けは行わない。

(2) 次の要領により、I N E S レベルを公表する。

- ① 事故対処室は、暫定の I N E S 評価による I N E S レベルの格付けを行った場合には、当該格付けを行い次第、原子力規制委員会ホームページにおいて公表する。
- ② 事故対処室は、最終の I N E S 評価による I N E S レベルの格付けを行った場合には、当該法令報告事象に係る原因及び対策に関する規制担当課室による評価結果に I N E S レベルの格付けを示して、原子力規制委員会に承認され次第、原子力規制委員会ホームページにおいて公表する。
- ③ I N E S ナショナルオフィサーは、I N E S レベルが 2 以上の事象又は国際的に関心が高いと判断した事象その他 I N E S ナショナルオフィサーが認めるものについては、原子力規制庁長官官房総務課国際室及び規制担当課室と協力して、I A E A に必要な事項を報告する。この場合において、I N E S レベルの格付けを行わない事象については、I N E S レベルの格付けを行わない理由を報告する。
- ④ I N E S レベルが 2 以上の事象又は国際的に関心が高いと判断された事象その他 I N E S ナショナルオフィサーが認めるものについては、③とは別に、原子力規制庁長官官房総務課国際室は、同課広報室、事故対処室及び規制担当課室と協力して、I A E A その他の海外の機関に対し、当該事象の概要、環境への影響及び原子力規制委員会の対応について情報提供する。

- (3) INES ナショナルオフィサーは、放射性物質の事業所外の運搬において発生した法令報告事象について INES 評価及び INES レベルの格付けを行うに当たっては、国土交通省と連携する。

以上

(参考)

表 INES で事象を評価するための一般基準

INES レベル	人と環境	施設における放射線 バリアと管理	深層防護
7 (重大な事象)			
6 (重大な事象)			
5 (重大な事象)			
4 (局所的な事象 とばうじ)	<ul style="list-style-type: none"> 地元で通常許容レベルの計測値を超過する放射線レベルが検出される 放射線による少なくとも1名の死 	<ul style="list-style-type: none"> 放射線防護バリアの破損 放射線防護バリアの管理の不十分 	
3 (重大な異常事象)	<ul style="list-style-type: none"> 法令による年間限度の10倍を超える作業員の被ばく 放射線による非致命的な確定的健康影響(例えば、やけど) 	<ul style="list-style-type: none"> 運転区域内での1Sv/時を超える被ばく線量率 公衆が著しい被ばくを受ける可能性は低い設計で予想していない区域での重大な汚染 	<ul style="list-style-type: none"> 安全設備が壊されていない原子力発電所における事故寸前の状態 高放射能密封線源の紛失または逸脱 適切な取扱い手順を伴わない高放射能密封線源の搬入
2 (異常事象)	<ul style="list-style-type: none"> 10mSvを超過する公衆の被ばく 法令による年間限度を超過する作業員の被ばく 	<ul style="list-style-type: none"> 50mSv/時を超過する運転区域内の放射線レベル 設計で予想していない施設内の区域での相当量の汚染 	<ul style="list-style-type: none"> 実際の影響を伴わない安全設備の重大な欠陥 安全設備が健全な状態で動作不明の高放射能密封線源、設置、または、搬入パッケージの発見 高放射能密封線源の不適切な搬入
安全生じることがない(許容レベル)			

INES ユーザーズマニュアル 2008 年版邦訳版
(旧原子力安全・保安院及び文部科学省発行) の抜粋

原子力規制委員会
平成27年度
年度重点計画

平成27年3月
原子力規制委員会

<まえがき>

原子力規制委員会では、平成27年4月からIAEAの要求事項も踏まえたマネジメントシステムを本格運用することとしている。平成26年9月に原子力規制委員会マネジメント規程を策定するとともに、これに基づいて本年2月には原子力規制委員会第1期中期目標を策定した。

当該中期目標を踏まえ、本年度に重点的に取り組むべき事項として、平成27年度年度重点計画を定める。各課においては、本重点計画を踏まえて平成27年度年度業務計画を作成し、業務を行うこととなる。

I 原子力規制行政に対する信頼の確保

1. 原子力規制行政の独立性・中立性・透明性の確保

○独立した立場で科学的・技術的な見地から意思決定を行う。中立性を確保するために定めた内規等を厳格に運用する。意思決定のプロセスを含め、規制にかかわる情報の開示を徹底し、説明責任を果たす。また、被規制者との安全性向上に係る意見交換、行政手続法で要求されない案件についても積極的にパブリックコメントを募ること、国際アドバイザーとの意見交換などにより、国内外の多様な意見に耳を傾ける。

2. 組織体制及び運営の継続的改善

(マネジメントシステムの本格的な運用と改善)

○昨年10月からの半年間の試運用の結果も踏まえ、本年4月からマネジメントシステムを本格的に運用して定着させ、年度末には安全文化の醸成や規制の改善につながるものとなっているかという観点で評価・改善を行う。また政策評価法に基づく原子力規制委員会の政策評価についてもマネジメントシステムと整合を取りつつ行う。

(IRRSの受入れと指摘への対応)

○平成27年末を目途に予定されているIRRS (Integrated Regulatory Review Service: 総合規制評価サービス) の受入れに向けて、自己評価書の作成等の事前準備を万全に行うとともに、IRRSミッションに対して、日本の原子力安全に係る規制の現状及び原子力規制委員会の取組を正確に伝える。自己評価の結果及びIRRSにおける指摘を踏まえ、政策的な優先順位等を勘案しつつ対応案を検討する。

3. 国際社会との連携

○国際社会における原子力安全向上への貢献及び我が国の原子力規制の継続的改善につながるよう、国際機関との連携や諸外国規制機関との協力を進める。具体的には、IAEAにおける安全基準の策定・見直し作業やOECD/NEAの枠組みを活用した原子力安全に関する最新の知見の共有及びこれら機関への職員派遣を引き続き積極的に実施するとともに、米国・仏国等との二国間協力枠組みや日中韓三カ国による地域協力の枠組みを通じて共通の課題への対応等につ

いて密接な情報交換・協力を継続して行う。また、新規制基準への適合性審査や東京電力福島第一原子力発電所の状況等の国内の動向について適切に国際社会に対して情報発信していく。さらに、原子力安全に関する各種条約への対応として、本年5月の廃棄物等安全条約の検討会合等の条約プロセスに積極的に貢献していく。

4. 法的支援・訴訟事務への着実な対応

- 原子力規制委員会の業務に係る法的支援・訴訟事務について関係機関と連携しつつ適切に対応する。

Ⅱ 原子力施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施

1. 原子炉等規制法に係る規制制度の継続的改善

(規制制度や運用の継続的改善)

- I R R S の受検に向けた事前準備の過程において、本年9月までに、現行の規制制度の見直しの方向性をまとめる。また、I R R S における指摘を踏まえ、政策的な優先順位等を勘案しつつ検査制度などの規制制度の見直しに係る対応案を検討する。
- 保安検査のあり方については、原子力規制事務所の体制等も含めて継続して検討を実施するとともに、随時、改善を図ってゆく。
- 昨年度から定期的実施している被規制者との安全性向上に係る意見交換を継続し、年度内に全ての事業者との意見交換を行う。

(緊急作業員の被ばくに関する規制の見直し)

- 国内外の関係機関や諸外国の状況を踏まえ、緊急作業員の被ばくに関する規制のあり方について、関係省庁の動向も確認しつつ、年度の早い時期に原子力規制委員会としての改正案をまとめ、放射線審議会に諮問する。

2. 原子炉等規制法及び放射線障害防止法に係る規制の厳正かつ適切な実施

(実用発電用原子炉に係る審査・検査の実施)

- 新規制基準の適合性に関する申請を含め、事業者からの申請に基づき、実用発電用原子炉に対し、厳正かつ適切に審査・検査を行う。特に、新規制基準に係る適合性審査については、複数事業者を合同で審査する審査会合の開催等、審査の効率化を図る。
- 保安検査を、施設の状態を踏まえ適切に実施し、これにより事業者の保安活動を確認するとともに、安全性の向上に向けた事業者の自立的な取組を促す。

(核燃料施設等に係る新規制基準適合性審査・検査の実施)

- 新規制基準の適合性に関し、既に申請されたものや、今後新たに申請される核燃料施設等に対する審査を施設の潜在的リスクに応じた方法により厳正かつ適切に進めていくとともに、審査の進捗に応じ、順次検査を実施していく。さらに、保安検査を施設の状態を踏まえ適切に実施し、これにより事業者の保安活動を確保するとともに、安全性の向上に向けた事業者の自立的な取組を促す。

(原子力施設で発生したトラブルの原因究明や再発防止策の確認)

○個別の原子力施設でトラブルが発生した場合には、事業者が行う原因究明と再発防止対策について、規制当局として独立した立場で確認し、評価する。浜岡5号の海水流入事象についても事業者からの調査結果を踏まえて規制当局としての立場から評価を行う。

(実用発電用原子炉の運転期間延長認可に係る審査等の実施)

○本年4月以降に申請がなされる可能性のある実用発電用原子炉の運転期間延長認可に係る申請について、厳正かつ適切に審査を行う。また運転開始から30年以上を経過する実用発電用原子炉に対する事業者による高経年化対策についても適切に確認する。

(敷地内破砕帯の活動性の評価)

○旧原子力安全・保安院から引き継ぎ、有識者会合で敷地内破砕帯の調査を実施中の5発電所について、評価会合、ピア・レビュー会合などを通し、科学的・技術的な議論を行い、可及的速やかに取りまとめを行う。有識者会合による評価の結果は、新規制基準の適合性審査の際に、重要な知見の一つとして参考とする。

(火山活動のモニタリングに係る検討)

○「原子力施設における火山活動のモニタリングに関する検討チーム」で、巨大噴火に関連した火山活動のモニタリングに関する提言を取りまとめる。その上で、提言に対する対応を検討する。

(もんじゅへの対応)

○高速増殖原型炉もんじゅの保守管理不備に関し、平成25年5月に発出した保安措置命令及び保安規定変更命令に基づき、平成26年12月に(独)日本原子力研究開発機構から提出された保安措置命令報告書(平成27年2月に補正)、根本原因分析報告書及び保安規定変更認可申請について、その内容の妥当性を、保安検査等を通じ確認する。さらに、再構築された保守管理体制及び品質保証体制の定着状況等の確認を進めていく。

(審査結果等の丁寧な説明)

- 原子力規制委員会が行った新規制基準適合性審査等の結果について、立地自治体の要請等を踏まえて、丁寧にわかりやすく説明を行う。

(放射線障害防止法に係る制度整備等)

- 放射線障害防止法の規制を受けている事業所における事故時の体制等について、国際的な議論やIRRSの指摘も踏まえて規制のあり方を検討する。また、国内に約8,000ある放射性同位元素等取扱事業所等から提出される申請について、同法に基づく審査を厳正かつ適切に行うとともに、年間約200件の立入検査を厳正かつ適切に行う。

3. 安全性と核セキュリティの両立のための効率的な連携

- 安全性と核セキュリティの両立のため、相互に阻害する影響を及ぼさないよう効率的な連携体制を整備する。

Ⅲ 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等

1. 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視

○中期的リスクの低減目標マップ（平成27年2月版）に示された1つ1つの事項が早期に達成されるよう規制当局として取り組む。中でも、汚染水対策や敷地境界線量の低減達成については、1日も早い解決が望まれるため、重点的に監視・指導する。実施計画の変更認可申請に対する審査や、認可された実施計画に従った工事の実施や設備性能等に係る検査を厳格かつ着実に実施する。

2. 東京電力福島第一原子力発電所事故の分析

○昨年10月に取りまとめた中間報告で取り扱っていない技術的な項目について、解析、現地調査等を通じ継続した事故の分析を実施する。またそれらを海外に積極的に発信するとともに、国際的な調査研究活動等に参加し、国際的な原子力の安全向上に貢献する。

3. 放射線モニタリングの実施

○東京電力福島第一原子力発電所事故後の対応として、総合モニタリング計画に基づき、関係府省、地方公共団体等と連携して、陸域・海域の放射線モニタリング及び測定結果の分析・評価を着実に実施する。また、それらの結果を取りまとめて国内外にわかりやすく情報提供する。

IV 原子力の安全確保に向けた技術・人材の基盤の構築

1. 最新の科学的・技術的知見に基づく規制基準の継続的改善

(規制基準の継続的改善)

- 最新の科学的・技術的知見、IAEA等の基準の見直しに係る動向、新規制基準に係る適合性審査の実績等を踏まえ、規制基準の解釈の明確化など必要な改正等を実施する。
- 「民間規格の技術評価の実施に係る計画について」(平成27年1月7日原子力規制委員会)に基づき、民間規格の技術評価を実施する。日本機械学会「発電用原子力設備規格 維持規格」2012年版/2013年追補については、本年9月を目途に技術評価書案等を取りまとめる。

(廃炉等に伴う放射性廃棄物の規制に関する検討)

- 廃炉等に伴う放射性廃棄物の規制制度及び基準を整備するため、廃炉等に伴う放射性廃棄物の規制に関する検討チームにおいて検討を実施し、本年12月頃を目途に規制基準等の技術的内容の骨子を取りまとめる。

2. 安全研究の実施等による最新の科学的・技術的知見の蓄積

(安全研究の推進)

- 「原子力規制委員会における安全研究について」(平成25年9月25日原子力規制委員会)を踏まえ、本年5月を目途に平成27年度安全研究計画を取りまとめ、公表する。この計画に基づき安全研究を実施し、最新の科学的・技術的知見を蓄積する。
- 「原子力規制委員会における安全研究に係る評価の実施について」(平成26年4月9日原子力規制庁)に基づき、全ての安全研究プロジェクトについて評価を実施する。具体的には、各プロジェクトの事前評価、中間評価(5年以上にわたるプロジェクトが対象)、事後評価及び年次評価を第一四半期に行う。

(国内外のトラブル情報の収集・分析)

- 技術情報検討会及び原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会を定期的に関催し、国内外で発生した事故・トラブル及び海外における規制動向に係る情報を収集・分析する。

(東京電力福島第一原子力発電所事故の分析) (再掲)

○昨年 10 月に取りまとめた中間報告で取り扱っていない技術的な項目について、解析、現地調査等を通じ継続した事故の分析を実施する。またそれらを海外に積極的に発信するとともに、国際的な調査研究活動等に参加し、国際的な原子力の安全向上に貢献する。

3. 原子力規制人材の確保及び育成の仕組みの確立

(人材の確保)

○年間を通じて、安全審査・検査、原子力防災、安全研究等に係る体制の強化のために優れた知識や技術を有する民間等の実務経験者の確保を強力に推進するとともに、昨年度から開始した原子力規制庁独自の採用試験も活用し、今後活躍が期待できる若手職員を採用するなど、原子力規制を担う職員を確保する。

(研修体系等の整備)

○昨年 6 月に取りまとめた人材育成の基本方針に従い、業務に求められる職員の力量を管理する具体的な仕組みを年度上期に整備し、試行を開始するとともに、求められる力量やキャリアパスモデルに対応した研修体系（OJTを含む。）について順次見直しを行う。また、実機を模擬した研修用プラントシミュレータの導入を見据えて、年度上期にこれを用いた研修カリキュラムの開発等に着手する。さらにベテランの原子力規制に関する知識を組織的に共有し、技術伝承していくため、昨年度に開始した一部の課室での試行を踏まえ、年度内に原子力規制委員会全体で知識管理（収集、整理、利用）を実施する。

(ノーリターンルールの運用方針明確化)

○原子力利用を推進する行政組織の範囲など、原子力規制委員会設置法附則第 6 条第 2 項の運用方針を明確化し、早期に公表する。

V 核セキュリティ対策の強化及び保障措置の着実な実施

1. 核セキュリティ対策の強化

(核セキュリティ上の課題への対応)

○個人の信頼性確認制度の導入に向け、制度の方向性を取りまとめ、その後、詳細な制度設計等所要の作業を行う。放射性物質及び関連施設の核セキュリティについては、昨年度に引き続きワーキンググループで課題を抽出し、対応を検討する。また、昨年度受け入れたIPPASミッションから示される勧告事項や助言事項について、必要に応じ関係省庁と精査・検討し、対応を検討する。さらに、核セキュリティ文化醸成のため、研修等の場を通じ、職員が核セキュリティに関する問題意識を持つ環境づくりを行う。

(核物質防護検査等の実施)

○IAEAの最新の核物質防護に関する勧告等を踏まえ強化を図った事業者の防護措置の状況について、核セキュリティ文化の醸成やサイバーセキュリティ対策も含め核物質防護検査等において厳格に確認していく。

2. 保障措置の着実な実施

○IAEA及び二国間原子力協力協定締約国との良好な意思疎通を図りつつ、IAEA保障措置その他の国際約束を誠実に履行し、併せて我が国の着実な取組を積極的に発信することにより、国際社会の信頼を獲得し、また国際的な原子力の平和利用に貢献する。

このため、福島第一原子力発電所における廃炉作業の進捗に合わせた保障措置活動などを、IAEA等の国内外の関係各機関と緊密な連携を図りつつ年度を通じて実施する。

特定の施設において新たに導入する核燃料物質の未申告の生成及び処理が行われていないことを確認するための検査が的確に遂行出来るよう、指定保障措置検査等実施機関と連携を図る。

また、我が国の保障措置の取組みについて原子力規制委員会ホームページなどを通じて国際的に発信していくほか、長期的観点からの保障措置人材の育成方針の検討も継続的に行う。

3. 安全性と核セキュリティの両立のための効率的な連携（再掲）

○安全性と核セキュリティの両立のため、相互に阻害する影響を及ぼさないよう効率的な連携体制を整備する。

VI 原子力災害対策及び放射線モニタリングの充実

1. 原子力災害対策指針の継続的改善

○原子力災害対策の継続的な改善を図るため、原子力災害事前対策等に関する検討チームを開催し、現行の原子力災害対策指針において課題とされている点等について最新の科学的知見や国際的動向等を踏まえて更なる検討を進めるとともに、その結果を早期に取りまとめて適切に指針に反映する。

2. 放射線モニタリングの充実

(緊急時モニタリング体制の充実・強化)

○昨年度に強化した川内地域、大飯・高浜地域に続き、地方放射線モニタリング対策官事務所を整備するとともに、全国の原子力施設立地地域において、モニタリング資機材や緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システムの整備など、順次緊急時モニタリング体制の充実・強化を図る。また、地方公共団体と訓練を行うこと等により緊急時対応能力の向上に努める。

(福島第一原発事故後の放射線モニタリングの実施) (再掲)

○東京電力福島第一原子力発電所事故後の対応として、総合モニタリング計画に基づき、関係府省、地方公共団体等と連携して、陸域・海域の放射線モニタリング及び測定結果の分析・評価を着実に実施する。また、それらの結果を取りまとめて国内外にわかりやすく情報提供する。

(全国の環境中の放射線等の測定)

○地方公共団体等関係機関と連携して、全国の環境中の放射線及び放射性物質の水準を測定・監視するとともに、定期的に情報提供する。また、その測定結果を広く活用できるよう、データベースの充実を図る。

3. 原子力規制委員会における危機管理体制の整備・運用等

(緊急時対応能力の強化)

○原子力規制委員会の緊急時対応能力をより一層強化するため、災害時に長期間停電する場合にも緊急時対応センターの機能が維持できるよう非常用自家発電機の燃料備蓄を確保するとともに、初動対応における緊急時体制の迅速な立ち上げに資する緊急参集要員の増員及び危機管理宿舍の拡充を図る。また、国及び地方

公共団体が実施する防災訓練等に積極的に参加し、初動対応手順の更なる習熟を図る。併せて、衛星電話などの緊急時の通信システムの利用も含めて地方公共団体等との情報共有・連絡手段を確認する。加えて、昨年度に引き続き、原子力規制委員会として原子力事業者防災訓練に積極的に参加し、原子力規制庁緊急時対応センターと原子力施設事態即応センターとの情報共有の強化等、緊急時対応能力の向上に努める。

(事業者防災の強化)

- 評価指標に基づいて、原子力事業者が実施した原子力事業者防災訓練を評価し、その評価結果を平成27年度原子力事業者防災訓練報告会において報告する。

別添 4

(案)

番 号
年 月 日

経済産業大臣 宛て

原子力規制委員会

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律に基づく特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針について (回答)

平成27年2月19日付け 20150218 資第12号をもって意見照会のあった件について、下記のとおり回答する。

記

「最終処分に関する政策や最終処分事業の可逆性を担保」する場合、その内容如何によっては「最終処分に関する安全の確保のための規制に関する事項」や「概要調査地区等の選定時に安全確保上少なくとも考慮されるべき事項」に影響を及ぼす可能性があることから、これらの検討に支障が生じる可能性がある。こうした認識が共有されるのであれば、意見照会のあった基本方針の改定について、異存はない。

なお、適切な安全規制の実施のみならず、「概要調査地区等の選定時に安全確保上少なくとも考慮されるべき事項を順次示すこと」を当委員会が行うためには、事業の進捗状況に応じた人材の確保等の体制の強化が必要であり、貴省に対しても必要な協力を要請する。

福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画における 排水路を流れる水の実施計画上の整理について

平成27年4月1日
原子力規制庁

原子力規制委員会は、平成24年11月7日付けで東京電力福島第一原子力発電所を特定原子力施設に指定した際に示した「特定原子力施設への指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して求める措置を講ずべき事項について」（以下「措置を講ずべき事項」という。）（別添1）において、「11. 放射性物質の放出抑制等による敷地周辺の放射線防護等」として、

- ① 特定原子力施設から大気、海等の環境中へ放出される放射性物質の適切な抑制対策を実施することにより、敷地周辺の線量を達成できる限り低減すること。
- ② 特に施設内に保管されている発災以降発生した瓦礫や汚染水等による敷地境界における実効線量（施設全体からの放射性物質の追加的放出を含む実効線量の評価値）を、平成25年3月までに1mSv/年未満とすること。^(注1)

を要求している。

福島第一原子力発電所における排水路（A、B・C、K、物揚場）（以下「当該排水路」という。）を流れる水に含まれる放射性物質の多くは、汚染水の漏えいといった直接的な汚染の起源が明らかなものではなく、水質分析調査の結果からセシウムが支配的で、汚染水には高濃度で含まれるストロンチウムやトリチウムの比率が低いという核種構成からも、発災時に環境中に放出された放射性物質が雨水により流れ出したものに由来するものと考えられることから、「施設内に保管されている発災以降発生した瓦礫や汚染水等」には該当しない。このため、当該排水路を流れる水は、「措置を講ずべき事項」の上記②において制限することを求めている敷地境界における実効線量（評価値）の対象^(注2)には含まれない。

しかしながら、「措置を講ずべき事項」は、上記①に示すとおり環境中へ放出される放射性物質の適切な抑制対策を実施することにより、敷地周辺の線量を達成できる限り低減することを求めている。このため、東京電力に対し、以下を実施計画に追加することを求める。

- 放射性物質の濃度及び流量の継続的測定
- 当該排水路の水の放射性物質濃度の低減対策
- 汚染の性状に併せた拡散抑制措置（排水路流路の港湾内への付け替え等）
- 測定頻度を増した港湾内モニタリングの継続

（注1）平成25年3月の時点では達成されていたが、汚染水を地上のタンクに貯蔵することにより、この実効線量の制限を大幅に超えることとなったことから、平成26年2月に、実効線量の制限を達成する時期を改めて示している。（別添2）

（注2）発災以降の廃炉作業等に伴い発生する、敷地内の汚染水タンクや瓦礫から放出される放射線及び原子炉建屋等から放出される気体や適切な管理のもと海洋に放出される液体に含まれる放射性物質が対象であり、事故時に放出された環境中に残存している放射性物質や事故故障等により漏えいした放射性物質は対象でない。

(別添1)

特定原子力施設への指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して求める措置を講ずべき事項について(抄)

平成24年11月7日
原子力規制委員会決定

II. 設計、設備について措置を講ずべき事項

1.1. 放射性物質の放出抑制等による敷地周辺の放射線防護等

- 特定原子力施設から大気、海等の環境中へ放出される放射性物質の適切な抑制対策を実施することにより、敷地周辺の線量を達成できる限り低減すること。
- 特に施設内に保管されている発災以降発生した瓦礫や汚染水等による敷地境界における実効線量(施設全体からの放射性物質の追加的放出を含む実効線量の評価値)を、平成25年3月までに1mSv/年未満とすること。

(別添2)

東京電力福島第一原子力発電所敷地境界における実効線量の制限の達成に向けた規制要求について (抄)

平成26年2月26日

原子力規制委員会

3. 今後の対応

東京電力に対し、以下を内容とする実施計画の変更を指示する。

(1) 措置を講ずべき事項で求めている実効線量の制限を達成する時期の明確化

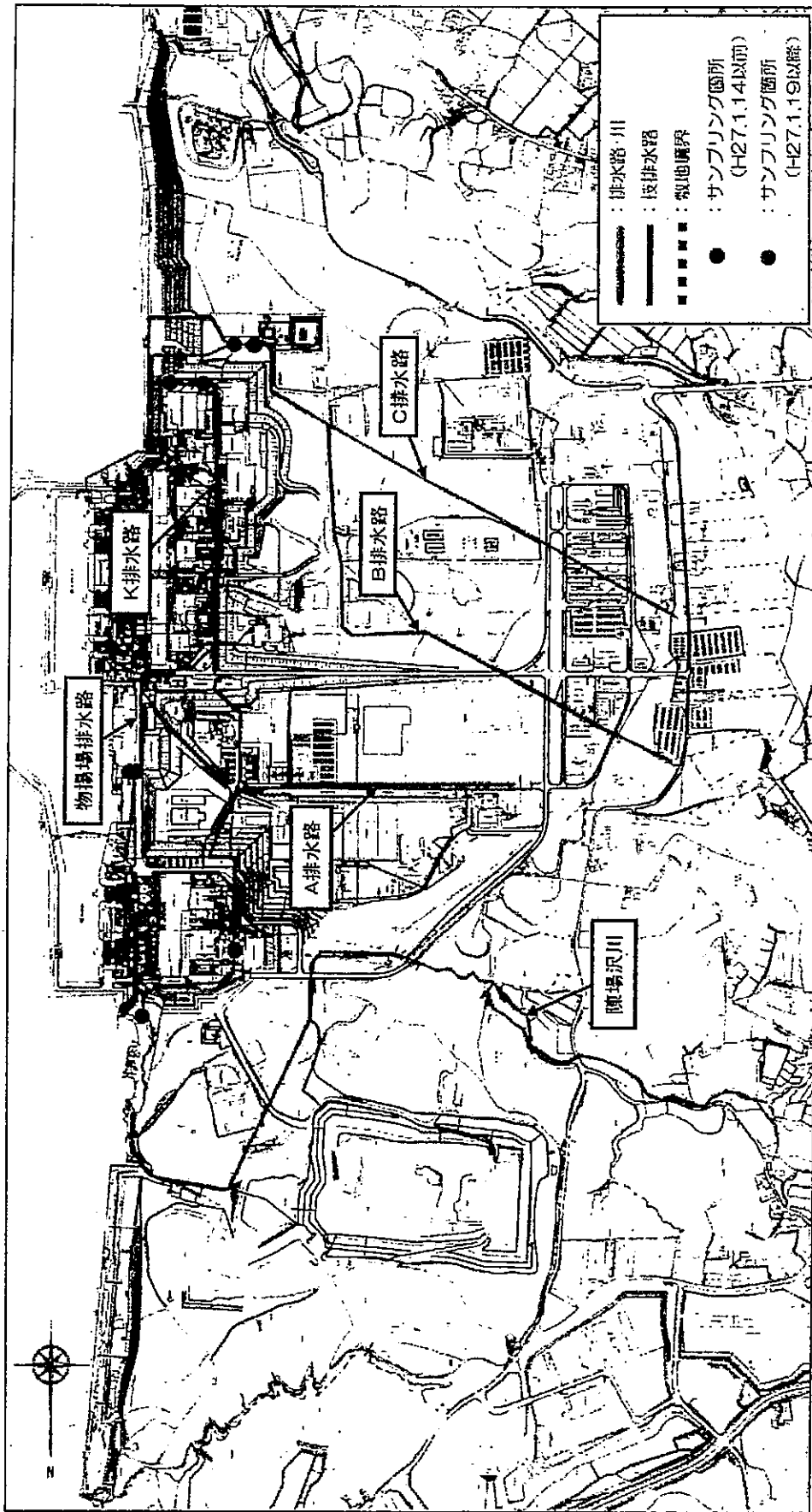
措置を講ずべき事項で求めている実効線量の制限である敷地境界で1mSv/年未満を達成する時期は、遅くとも平成28年3月末とする。

(2) 上記(1)の達成時期までの実効線量の制限

上記(1)の達成時期まで、毎年状況が改善されていくことを確認できるアプローチとして以下の措置を講じる。

① 上記(1)の達成時期(遅くとも平成28年3月末)まで、敷地境界における実効線量(評価値)の低減目標は、平成27年3月末には2mSv/年未満、平成28年3月末には1mSv/年未満とする。

(参考)



(出典) 第33回特定原子力施設監視・評価検討会 東京電力説明資料(資料2-1)より

東京電力(株)柏崎刈羽原子力発電所の保安検査結果概要について

平成27年4月2日
柏崎刈羽原子力規制事務所

1. 概要

平成27年2月20日から平成27年3月6日までの間、東京電力(株)柏崎刈羽原子力発電所における保安規定の遵守状況を確認するため、保安検査(以下、「検査」という。)を実施した。検査は、検査前に公表した予定の検査項目以外にも、抜き打ち検査を実施した。

2. 検査の内容及び方法

(検査内容)

許可された保安規定に基づいた保安活動が適切に実施されているかを以下の項目について確認した。

- (1) マネジメントレビューの実施状況について(本店検査)
- (2) 内部監査の実施状況について(本店検査)
- (3) 安全文化醸成活動の実施状況について
- (4) 放射線管理の実施状況について
- (5) 予防措置の実施状況について
- (6) 管理区域の変更の実施状況について(抜き打ち検査)

(検査方法)

保安規定の遵守状況を確認するため、マニュアル及び記録の確認、機器等の運転・管理状況の現場確認、保安活動への立ち会い及び関係者への質問等を実施した。

3. 検査で確認した主な内容

(1) マネジメントレビューの実施状況

マネジメントレビューが、経営者の積極的な関与の下行われていることを確認することとし、本店におけるマネジメントレビューの実施状況を確認し、品質マネジメントシステムの適切性、妥当性、有効性が評価され、継続的な改善が図られ、組織全体が統一されて機能しているかについて検査を行った。

検査においては、平成25年度マネジメントレビューにおいて現場力強化が指示されていることから、当該指示に対する資源の投入状況について確認を行ったところ、人的資源の配分について、保安規定に基づく品質保証活動の外で東京電力全体の人的資源の検討を行い、その結果を品質保証活動に取り込んでいることを確認した。

なお、マネジメントレビューの実施状況について、実施者である原子力・立地本部長へのインタビューを行い、レビューの方針等について聴取した。

(2) 内部監査の実施状況について

品質マネジメントシステムを要求事項に適合させ、効果的に運用・維持しているかの観点から、本店における内部監査の実施状況を確認し、平成26年度の内部監査が、

平成25年度の内部監査結果を踏まえて計画され、計画に基づき適切に実施されて、組織全体への役立つ活動となっているかについて検査を行った。

検査の結果、平成25年度の品質監査活動の方針に基づき監査を行い、監査結果等から導き出された原子力部門の課題を抽出し、平成26年度の品質監査方針として、監査活動の方針を作成し、監査が行われていることを確認した。

(3) 安全文化醸成活動の実施状況について

前年度の評価を踏まえて計画的に行われ、継続的に改善が図られているかを記録等により検査した。

検査の結果、「法令等の遵守及び安全文化の醸成に係る活動手引き」に基づき、平成26年度の安全文化のための活動計画を策定し、計画的に実施していることを確認した。

平成26年度の活動については、12月までの実績に基づき暫定評価を実施しており、活動計画の目標値を概ね達成しているが、協力企業とのコミュニケーション強化の取組み等の更なる改善が必要と評価していることを確認した。

(4) 放射線管理の実施状況について

保安規定に定める放射線計測器類の管理状況、管理区域外等への搬出及び運搬、発電所外への運搬、協力企業の放射線防護等が適切に実施されているかについて検査を行った。

検査の結果、社内規定類に従い、計測機器類の数量確保・機器校正、搬出時の汚染測定、協力企業等への放射線防護指示等を行っていることを確認した。

(5) 予防措置の実施状況について

発電用原子炉施設等に水密扉を納入している企業において、水密扉製造管理上の不備が確認されたことから、本店及び柏崎刈羽原子力発電所における対応状況について検査した。検査の結果、本店において影響評価及び予防処置の検討を実施中であること及び柏崎刈羽原子力発電所において設置されている水密扉の調査を実施中であることを確認した。

(6) 管理区域の変更の実施状況について

「1号炉AM用直流125V蓄電池設置に伴う管理区域の変更」として、保安規定変更認可により「定検控室」を管理区域から非管理区域に変更していることから、当該変更に伴う放射線管理(管理区域の設定及び解除等)のプロセスが適切に行われたかを確認するために、抜打ち検査を実施した。

検査の結果、管理区域の解除のプロセスが適切に行われことを確認した。

保安検査期間中、発電用原子炉設置者から、運転管理状況の聴取、記録確認を行うと共に、発電用原子炉施設の巡視を実施し、異常の無いことを確認した。

以上